

嵐山町議会が、全国町村議長会から 特別表彰されました。

議会政治倫理条例制定、議会基本条例制定、
ストップ温暖化推進条例制定や、ボランティアで
草取りをしていることが表彰の対象になりました。

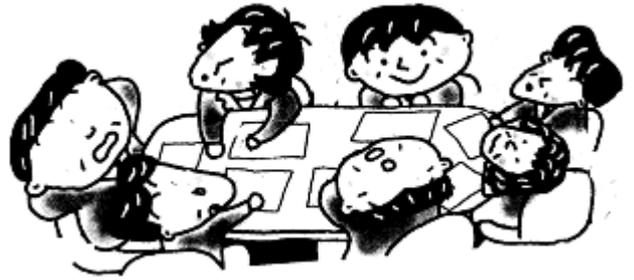
ストップ温暖化条例制定では専門家の助言を求
めたこと、町民のみなさん、中学生や大妻学園の
みなさんと意見交換したことが評価されました。

請願陳情は、請願者が議会で請願内容を説明でき
るように変わって来ました。

今まで議員有志で行っていた予算・決算説明会
は、これからは議員全員で行います。

今までの議会では、人材・財源不足の嵐山町に対応で
きません。嵐山町議会も時代の変化に対応できる議会
へ変革が進んでいます。期待してください。

トーク嵐山 NO12



- テーマ 嵐山町の道路と公園の現状について
- 講師 嵐山町まちづくり整備課長
- 日時 6月2日(土)1時30分~3時30分
- 場所 図書館多目的室

道路と公園、困っていることは???
町の現状を聞いて、話し合しましょう。



町がM議員へ支払った46万円は政治倫理
条例に反するので返還命令を求める裁判の
判決は棄却 控訴しました。

H22年1月、町立吉田集会所で、健康ダンス
という歌に合わせ振付けるダンスの講師を
M議員が行って1回10000円、町から23回
分の謝礼を得ていることがわかりました。

その1年前、M議員は町立吉田集会所の管理
人を、1ヶ月2万円、平成18年からは1ヶ
月1万8千円で請負い、町が総額170万
2千円支払っていることがわかりました。

地方自治法92条の2では、議員は町の仕事を
してはいけない決まりです。町立吉田集会所管
理人は違法で、そっとやめていただきました。
政治倫理条例では、町の仕事を議員が請負わ
ないために、議員に当選してから、30日
以内に辞退届けを議長に提出する仕組みです。
議員と行政が癒着することを防ぐためです。

なぜ、M議員は吉田集会所管理人が違法だと
わかった時に、ふれあい講座講師を辞退しな
かったのでしょうか。
他にも教えることが出来る人はいます。

政治倫理審査会に審査請求したのですが、当
時の議長が、審査を求めませんでした。議員個
人・議員の関係者への「遠慮」からでしょうか。

やむを得ず知人と3人で嵐山町長に対して、
政治倫理条例違反のM議員に支払った20年
度分、21年度分講師料46万円の返還命令す
るよう、提訴しました。

4月4日のさいたま地裁判決は、
残念ながら敗訴です。

理由は、もし条例違反があったとしても請負契約
が無効になるのは報酬がとんでもなく高額であ
るなど特別な事情があるときにかぎられるから
というのです。

議員個人・議員の関係者への「遠慮」から条例違
反がまかり通るようなことになれば、とんでもない
ことになると考え控訴しました。

町立吉田集会所管理人の報酬を町が支払っ
ていた違法がわかった時点で、皆さんに明ら
かにし、このような事態を防ぐべきでした。



渋谷とみ子の会 埼玉県比企郡嵐山町平沢254-64 Tel / Fax 0493-62-7997
<http://space.tom-shibuya.com> e-mail 713@tom-shibuya.com